

利益相反ポリシー

一般社団法人日本パラサイクリング連盟

1 本ポリシーの目的

一般社団法人日本パラサイクリング連盟（以下、「本法人」という）は、わが国における障害者自転車競技（以下、「パラサイクリング」という）の中央競技団体として、パラサイクリングの普及振興を目的とし、この目的を達するため、パラサイクリングの普及、指導、研究、国際大会への選手選考・派遣、国内大会や合宿の開催、パラサイクリングの競技力の向上に関する活動を行っている。

こうした活動を行う中で、本法人の役員などの活動と本法人との利益が相反する利益相反の問題が顕在化することがある。

本法人は、利益相反に適切に対処し、本法人の社会的な信頼を堅持した活動を行っていくため、別途規定する利益相反管理規程とともに、本利益相反ポリシーを策定するものである。

本利益相反ポリシーは、誰を関係当事者とするか（関係当事者）、どのような取引が利益相反取引に該当するのか（利益相反取引該当性）、どのような価値判断に基づいて利益相反取引の妥当性を検討すべきか（利益相反の承認における判断基準）などについて、利益相反管理規程を補う形で、その運用を明確にするものである。

2 関係当事者

利益相反行為の関係当事者は、利益相反管理規程に定めるのと同様、以下の者（以下、「役員等」という）とする。

- (1) 本法人の役員（本法人の理事および監事をいう。以下同じ）
- (2) 本法人において活動する登録選手
- (3) 本法人において活動する指導者
- (4) 本法人の職員
- (5) 上記各号に定める者の4親等以内の親族

3 利益相反行為該当性

以下の行為を利益相反管理規程にいう利益相反行為とする。

- (1) 役員等が自己又は第三者のためにする本法人の事業の部類に属する取引
- (2) 役員等が自己又は第三者のために本法人とする取引。
- (3) 本法人が役員等の債務を保証すること、その他役員等以外の者との間において本法人と当該役員等との利益が相反する取引。
- (4) 役員等が、本法人の取引先の役員となるなど、本法人の取引先の経営に関わること。

- (5) 役員等が、本法人の取引先の過半数の株主となるなど、本法人の取引先の資本を実質的に支配すること。
- (6) 理事が、本法人の活動を離れて、強化指定選手、その他代表選考にかかる可能性のある競技レベルを持つ選手の指導に携わること。

4 利益相反の承認における判断基準

理事会における利益相反の承認に関しては、当該利益相反行為に関し、当該役員等から開示された重要な事実を総合的に考慮して承認するか否かを判断するが、特に次のような観点を重視して行う。

そもそも、利益相反行為は原則として禁止されるべきものであることが前提となる。当法人は、パラサイクリングに関する中央競技団体として、国内唯一の同競技の統括団体であることから、特定の者の利益を追求することは厳に慎まなければならないところ、利益相反行為に該当する行為は、類型的に、取引相手方の利益を優先し、当法人の利益を害したことが疑われるものであるから、原則としてこれを行うべきではない。他方、形式上、利益相反行為に該当するとしても、一定の条件の下においては、当法人の利益を図ることになり、かつ、当該行為者以外の者から見ても、取引の公平性が害されるおそれが少ない場合には、同行為を許容すべき場面が存することもあるため、以下、検討すべき重要な事実等について詳述する。

まず、当該取引の重要性である。金額の多きく、関係者への影響も大きければ、当該利益相反行為が本法人に与えるリスクの程度が大きくなるから、その承認は慎重に行う。このような視点から検討して重要な取引と判断される場合には、その取引が誰の目から見ても納得できるものであるか、その取引の過程や内容が明確になっているかを慎重に検討し、これらの疑問が解消する場合に、当該利益相反取引を承認する。

また、当該取引が本法人に与えるメリット・デメリットも考慮される。たとえば、本法人が役員等の債務を保証する行為などは、一般的に、本法人が一方的に債務を負うこととなるから原則として承認しない。他方で、役員等が役員を務める企業などとの取引などの場面では、本法人の活動・パラサイクリング競技そのものに必要不可欠な用具などを当該企業から入手することが最も効率的であるということもあり得るから、本法人が当該取引によって得るメリットが大きい場合もある。このように、当該取引が本法人に与えるメリット・デメリットを比較考量して、承認の可否を決する。

当該役員等の立場も考慮される。本法人の意思決定に関わる理事、理事会を監督する監事など、本法人の運営に直接携わる役員等であればあるほど、利益相反行為該当性や、利益相反行為を承認するか否かの判断は、慎重に行う。

利益相反行為が取引である場合は、取引先の選択過程なども重視される。たとえば、本法人が理事が運営に携わる企業と取引しようとする場合には、他の同種企業と比較検討をしたのか、当該取引先を選択することが合理的かなどの判断が必要である。このような選択過

程が合理的であることを、見積書などの客観的資料に基づいて判断できるか否かを承認の基準のひとつとする。

5 公開と改廃

本利益相反ポリシーは公開し、理事会の決定によって改廃するものとする。